

議案第 35 号

桐生市手数料条例の一部を改正する条例案

桐生市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 5 月 28 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市手数料条例の一部を改正する条例

桐生市手数料条例(平成12年桐生市条例第2号)の一部を次のように改正する。  
別表第1中

「

11	個人番号通知カードの再交付	1件につき	500円
12	個人番号カードの再交付	1件につき	800円
13	印鑑登録証明書の交付	1通につき	350円
14	印鑑登録証の交付	1件につき	350円
15	身分に関する証明	1通につき	350円

」

を

「

11	個人番号カードの再交付	1件につき	800円
12	印鑑登録証明書の交付	1通につき	350円
13	印鑑登録証の交付	1件につき	350円
14	身分に関する証明	1通につき	350円

」

に改める。

別表第3中

「

(2) 住棟の低炭素建築物新築等計画の認定等の申請に対する審査(当該認定と併せて住戸の認定をする場合を含む。)	住棟内の住戸の数が前号に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額 に、共用部分の床面積の合計が次に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額を加算した額
---	---

」

を

「

(2) 住棟の低炭素建築物新築等計画の認定等の申請に対する審査(当該認定と併せて住戸の認定をする場合を含む。)	基準一次エネルギー消費量について建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号)第2の2-2(2)ロに定める方法により算出した共同住宅(以下「共用部の一次エネルギー消費量を算出しない共同住宅」という。)については前号に掲げる
---	---

	額、それ以外の建築物については、住棟内の住戸の数が前号に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額に、共用部分の床面積の合計が次に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額を加算した額
--	---

に、

(2) 建築物の低炭素建築物新築等計画の認定等の申請に対する審査(当該認定と併せて住宅の認定をする場合を含む。)	当該申請に係る建築物内の住戸の数が第 68 項第 1 号に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額に、住戸の用のみに供される共用部分の床面積の合計が同項第 2 号に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額及び住宅以外の部分(住戸の用に供される共用部分が住戸以外の用にも供されるものであるときは、当該部分を含む。)の床面積の合計が第 69 項第 2 号に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額を加算した額
--	---

を

(2) 建築物の低炭素建築物新築等計画の認定等の申請に対する審査(当該認定と併せて住宅の認定をする場合を含む。)	住宅の部分が共用部の一次エネルギー消費量を算出しない共同住宅である建築物については、第 68 項第 1 号に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額に第 69 項第 2 号に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額を加算した額、それ以外の建築物については、当該申請に係る建築物内の住戸の数が第 68 項第 1 号に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額に、住戸の用のみに供される共用部分の床面積の合計が同項第 2 号に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額及び住宅以外の部分(住戸の用に供される共用部分が住戸以外の用にも供されるものであるときは、当該部分を含む。)の床面積の合計が第 69 項第 2 号に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額を加算した額
--	--

に、

「

(2) 住棟の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請に対する審査(当該認定と併せて住戸の認定をする場合を含む。)	住棟内の住戸の数が前号に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額に、共用部分の床面積の合計が次に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額を加算した額
--	---

」

を

「

(2) 住棟の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請に対する審査(当該認定と併せて住戸の認定をする場合を含む。)	設計一次エネルギー消費量を建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下「省令」という。)第 4 条第 3 項第 2 号の数値とした共同住宅(以下「共用部分の数値を用いない共同住宅」という。)については、住棟内の住戸の数が前号に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額、それ以外の共同住宅については、住棟内の住戸の数が前号に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額に、共用部分の床面積の合計が次に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額を加算した額
--	--

」

に、

「

(2) 建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請に対する審査(当該認定と併せて住宅の認定をする場合を含む。)	住宅部分の床面積の合計が第 72 項に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額に、非住宅部分の床面積と建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第 1 号。以下「省令」という。)に定める評価基準が次に掲げる床面積と評価基準の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ加算した額
---	---

」

を

「

(2) 建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請に対する審査(当該認定と併せて住宅の認定をする場合を含む。)	住宅部分の床面積の合計が第 72 項に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額に、非住宅部分の床面積と建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第 1 号。以下「省令」という。)に定める評価基準が次に掲げる床面積と評価基準の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ加算した額
---	---

<p>ギー消費性能向上計画の認定等の申請に対する審査(当該認定と併せて住宅の認定をする場合を含む。)</p>	<p>積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額に、非住宅部分の床面積と省令に定める評価基準が次に掲げる床面積と評価基準の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ加算した額</p>
--	---

に、

<p>(2) 建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請に対する審査(当該認定と併せて住戸の認定をする場合を含む。)</p>	<p>建築物内の住戸の数が第73項第1号に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額に、共用部分の床面積の合計が第73項第2号に掲げる床面積のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額及び非住宅部分(住宅の用に供される共用部分が住宅以外の用にも供されるものであるときは、当該部分を含む。)の床面積の合計が第74項第2号ア及びイに掲げる床面積と評価基準の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額を加算した額</p>
--	--

を

<p>(2) 建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請に対する審査(当該認定と併せて住戸の認定をする場合を含む。)</p>	<p>住宅部分が共用部分の数値を用いない共同住宅である建築物については、建築物内の住戸の数が第73項第1号に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額に、非住宅部分(住宅の用に供される共用部分が住宅以外の用にも供されるものであるときは、当該部分を含む。)の床面積の合計が第74項第2号ア及びイに掲げる床面積を評価基準の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額を加算した額、それ以外の建築物については、建築物内の住戸の数が第73項第1号に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額に、共用部分の床面積の合計が第73項第2号に掲げる床面積のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額及び非住宅部分(住宅の用に供される共用部分が住宅以外の用にも供されるものであるときは、当該部分を含む。)の床面積の合計が第74項第2号ア及びイに掲げる床面積と</p>
--	--

	評価基準の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額を加算した額
--	------------------------------------

に、

77 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨について、認定(以下「建築物エネルギー消費性能基準の認定」という。)の申請に係る建築物が一戸建て住宅(非住宅部分を有しないもの)の場合	建築物全体の床面積が省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する評価基準(以下「性能基準」という。)が適用される建築物については第72項に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額、省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する評価基準(以下「仕様基準」という。)が適用される建築物については次に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額
--	--

を

77 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨について、認定(以下「建築物エネルギー消費性能基準の認定」という。)の申請に係る建築物が一戸建て住宅(非住宅部分を有しないもの)の場合	建築物全体の床面積が省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する評価基準(以下「性能基準」という。)が適用される建築物については第72項に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額、省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に規定する基準(以下「モデル住宅法に係る基準」という。)が適用される建築物並びに省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に規定する評価基準(以下「仕様基準」という。)が適用される建築物については次に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額
--	--

に、

78 建築物エネルギー消費性能の認定の申請に係る建築物が共同住宅(長屋を含	
---------------------------------------	--

み、非住宅部分を有しないもの)の場合	
--------------------	--

を

78 建築物エネルギー消費性能の認定の申請に係る建築物が共同住宅(長屋を含み、非住宅部分を有しないもの)の場合	仕様基準が適用される共同住宅及び共用部分の数値を用いない共同住宅については、第1項及び第2項アに掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額、それら以外の共同住宅については第1項及び第2項ア及びイの区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額を加算した額
---	---

に、

(2) 評価基準が仕様基準の場合の審査	住棟内の住戸の数及び共用部分の床面積の合計が次に掲げる戸数及び床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額の合計額
---------------------	--

を

(2) 評価基準が省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に規定する基準(以下「フロア入力法に係る基準」という。)及び仕様基準の場合の審査	住棟内の住戸の数及び共用部分の床面積の合計が次に掲げる戸数及び床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額の合計額
--	--

に改め、同表第79項中「定める額、仕様基準」を「定める額、モデル住宅法に係る基準及び仕様基準」に改め、

80 建築物エネルギー消費性能の認定の申請に係る建築物が住宅部分と非住宅部分とを有する建築物(住宅部分が共同住宅)の場合	住棟内の住戸の数及び共用部分の床面積の合計と評価基準が第78項に掲げる戸数及び床面積と評価基準の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額と、非住宅部分の床面積と評価基準が消費性能基準標準入力法の場合は第74項第2号ア、消費性能基準モデル建物法の場合は第74項第2号イに掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額の合算額
--	---

を  
「

80 建築物エネルギー消費性能の認定の申請に係る建築物が住宅部分と非住宅部分とを有する建築物(住宅部分が共同住宅)の場合	仕様基準が適用される建築物及び住宅部分が共用部分の数値を用いない共同住宅である建築物については、住棟内の住戸の数が第73項第1号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額、フロア入力法に係る基準が適用される建築物にあっては、第78項に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額と、非住宅部分の床面積と評価方法が消費性能基準標準入力法の場合は第74項第2号ア、消費性能基準モデル建物法の場合は、第74項第2号イに掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額を加算した額、それら以外の建築物については、住棟内の住戸の数及び共用部分の床面積の合計と評価基準が第78項に掲げる戸数及び床面積と評価基準の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額と、非住宅部分の床面積と評価基準が消費性能基準標準入力法の場合は第74項第2号ア、消費性能基準モデル建物法の場合は第74項第2号イに掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じそれぞれ定める額の合算額
--	--

に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 議 案 説 明

### 議案第 35 号 桐生市手数料条例の一部を改正する条例案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号通知カードの再交付に係る手数料を廃止しようとするものです。また、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画及び低炭素建築物新築等計画の認定申請に係る手数料について、所要の改正を行おうとするものです。